

社会資本整備審議会河川分科会（第62回）

令和4年6月23日

【総務課長】 それでは、まだお見えでない先生もいらっしゃいますけれども、定刻でございますので、ただいまより、第62回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私は事務局を務めさせていただきます、水管理・国土保全局総務課長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の分科会の開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議による開催とさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、ウェブ会議での開催に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本日の会議は公開にて行います。報道関係者及び一般の方には、この会議の様子を別回線のウェブ上で傍聴していただいております。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。音声の確認も兼ねまして、お名前をお呼びしましたら、一言だけお返事をいただけますと幸いです。

まず、小池分科会長でございます。

【小池分科会長】 小池でございます。分科会長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【総務課長】 磯部委員でございます。磯部委員におかれましては、国土交通省の会場にお越しいただいております。

【磯部委員】 磯部でございます。よろしくお願い申し上げます。

【総務課長】 今村委員でございます。

【今村委員】 今村です。よろしくお願い申し上げます。

【総務課長】 沖委員でございます。

【沖委員】 沖でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【総務課長】 楓委員でございます。

【楓委員】 楓でございます。よろしくお願い申し上げます。

【総務課長】 坂村委員でございます。

【坂村委員】 坂村です。よろしくお願い申し上げます。

【総務課長】 清水委員でございます。

【清水委員】 清水でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【総務課長】 高村委員が、まだお入りではございませんので、後ほど、御紹介をさせていただきます。

田中委員でございます。田中委員、聞こえておりますでしょうか。音声の調子が悪いということで伺っております。

次、戸田委員でございます。

【戸田委員】 戸田です。よろしく申し上げます。

【総務課長】 中北委員でございます。

【中北委員】 中北です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【総務課長】 藤沢委員でございます。

【藤沢委員】 藤沢です。よろしくお願ひいたします。

【総務課長】 なお、秋田委員、石田委員、帯野委員、小林委員、中埜委員、野口委員は、御都合により欠席されておられます。

本日の委員の出席状況でございますが、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

次に事務局といたしましては、水管理・国土保全局長、次長、官房審議官、部長、水局の担当課長が、会場及びウェブにて出席をさせていただいております。

それでは、会議の開催に当たりまして、水管理・国土保全局長の井上より、御挨拶申し上げます。

【局長】 水管理・国土保全局長の井上でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

小池分科会長をはじめとして、分科会委員の皆様、本日の大きな審議事項の2つ、これは、最近の水管理・国土保全行政をめぐる大きな流れを汲んでいる話だと、私は理解しております。

1つは、気候変動の問題に対して、どのように対応するのか。昨年、流域治水関連法という法律が成立をしまして、現在、その中の特定都市河川浸水被害対策法に基づいて、区域指定の手續が幾つか進められているところでございます。その観点で、今回、1つの流域に区域指定をする関係で、今まで通常、一級河川指定の話というものは、通常の河川の整備であるとか、管理の問題から出てきましたけれども、今回は特定都市河川の指定に係る観点から、1つこういうふうな一級河川の指定ということが出てきたということ、これも昨今の行政

の反映を踏まえた流れだというふうに御理解いただければと思います。

もう一つ、今日の2つ目の課題として、北海道・岩手・宮城における津波浸水想定でございます。11年前に東日本大震災が起きて、非常に大きな被害を受けたわけですが、それを踏まえて、L1とL2の2つのレベル化で考えていく。そのときの最大クラスの津波に対して、どのように対応するのか、多重防御で考えていくにはどうしたらいいのかということで、このときも、津波防災地域づくりに関する法律というのができたわけでございますけれども、その多重防御の考え方の中の、まず科学的なリスク評価に基づいてやるということです。

ただ、そのときには、当時は東日本大震災のインパクトが大きく、実際に起こった被害のところで被害想定を進めておりましたが、その後、研究の分野で進んでいった日本海溝、それから千島海溝における津波のポテンシャルということも、しっかり把握しなければならないということが、11年たった今、それを考えなければならない。これは、地域の方々にとっては、被災した地域が、さらに上回る被災のポテンシャルがあるということは、非常に地域の防災にとってみては、厳しい話であるのかもしれませんが、これも、これまで積み重ねてきた多重防御の考え方を浸透させていく、1つの過程として受け止めざるを得ないと思っております。

気候変動についても、この流域治水関連法は、津波防災地域づくりに関する法律の考え方をも受け止めて、河川の分野でも考えていける面もございます。やはりしっかりと科学的なリスクを評価した上で、まちづくりや避難とともに、多重防御でやっていくというものです。ある面では、これで河川・海岸の防災についての基本的な考え方の枠組みが示されたというふうな状況になってきたと思います。

そういった面で、今日の2つの審議事項は、その重要なポイントについて御審議していただく、そういうような形で、ぜひ、御検討いただければと思っております。

加えて、最近の新しい動きについても報告をさせていただきますので、本日の分科会におきまして、御討議いただきましたら幸いに存じます。よろしくお願いいたします。

【総務課長】 資料につきましては、ウェブ参加の委員の先生方には、事前に資料をデータで送付させていただいておりますけれども、審議事項といたしまして、一級河川の指定の関係で、資料1-1と1-2。津波浸水想定の設定についての関係で、資料2-1から2-4まで。さらに報告事項の関係で、資料3、資料4、資料5。さらに参考資料として、参考資料の1、2、3を利用させていただきます。

それでは、以降の進行を小池分科会長に、よろしく願いをいたします。

【小池分科会長】 委員の皆様には、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ですが議事に入ります。

本日の審議事項は、ただいま、井上局長から御紹介がありましたように2件ございます。この2件は、本年6月、国土交通大臣から、社会資本整備審議会会長に付議され、同会長から河川分科会分科会長に付託されたものであります。

最初の審議事項は、「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」でございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【水政課長】 それでは、水政課長の山本でございます。私のほうから、審議事項の1点目の「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」を御説明させていただきます。

お手元に資料の番号1-1と1-2を配付させていただいておりますけれども、本日は、資料1-1に沿いまして、御説明をしたいと思います。

それでは、資料1-1の1ページを御覧いただければと思います。

河川の管理区分でございますけれども、河川法では、国土保全上の重要度などに応じまして、国土交通大臣が管理いたします一級河川、都道府県知事などが管理いたします二級河川、市町村長が管理する準用河川に区分されているところでございます。また、そのほかの、河川法の適用を受けない普通河川につきましては、市町村長が管理しているということでございます。

本日、御審議いただきますのは、このうちの一級河川の指定についてということになります。

続いて、2ページを御覧いただければと思います。一級河川の指定でございますけれども、河川法第4条第1項で、国土交通大臣が行うということになっております。その際、同条第3項の規定に基づきまして、あらかじめ社会資本整備審議会の御意見をお聞きするということになっておりますので、このため、本日の分科会で御意見をいただくというものでございます。

続きまして、3ページを御覧いただければと思います。一級河川の指定の考え方でございます。一級水系に係る河川のうち、河川の形状、流域の地形、土地の利用などを踏まえまして、一体として管理する必要がある区間を、一級河川として指定するということになっていきます。具体的に4つ、その下に掲げておりますけれども、例えば、1番目の河川の氾濫によ

り、流域の市街地等に被害が発生し、または、発生するおそれがあり整備の必要がある区間など、こういった区間について、そのほか2、3、4と挙げておりますけれども、指定することにしております。

その下の※1のところにあります。既に指定済みの区間で、流路の変更、一体として管理する区間の変更等のある場合については、上流端や下流端の変更等を行っています。

さらにその下の※2ですけれども、令和元年の河川分科会におきまして、河川の名称変更についても明記しておくことが適当という御意見を受けまして、令和2年度より、河川の名称変更につきましては、地元自治体から要望がありまして、変更後の名称に係る歴史的根拠や、地域の合意形成の状況等が確認された場合に行うということを、追記しているところでございます。

続きまして、4ページを御覧いただければと思います。本日、御審議いただきます一級河川の指定につきましては、延べ5水系の8河川についてでございます。新たに河川指定を行う河川が3河川、既に指定済みの河川の区間変更を行うものが5河川ということでございます。

それでは、以上が前段の御説明でございまして、次ページ以降、個々の説明に入らせていただきます。

まず、5ページを御覧ください。北海道札幌市の石狩川水系望月寒川放水路についてでございます。

6ページを見ていただければと思いますけれども、左側の図の下のほうの、ちょっと小さい青囲みをしているところがあります。その上に、望月寒川と名前が印刷されていると思えますけれども、この望月寒川でございますが、月寒川・豊平川を経て、石狩川へ合流する一級河川ということになっております。

望月寒川では、度々発生してきました洪水対策といたしまして、洪水の一部を、精進川放水路へ流下させるための放水路整備を進めてまいりました。この右側の青い囲みの中に拡大図がありますが、その青い線のところですが、令和3年度に、これが完成いたしましたことから、この放水路を、今度は望月寒川放水路として一級河川の指定を行うというものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。北海道新得町の十勝川水系中新得川についてでございます。

9ページをお願いします。左の図の小さい青枠の中に、河川名が縦に4つ並んでおります

けれども、その上から2つ目のところが、この中新得川ということでございます。この中新得川ですけれども、一級河川ペンケオタソイ川、佐幌川を經由しまして、十勝川へ合流する準用河川ということでございます。右側の拡大図を御覧いただければと思いますけれども、この中新得川ですが、平成28年に浸水被害が発生したということを受けまして、市街地部の洪水氾濫を防止するために、令和4年度より、中新得川における放水路等の整備、併せまして、広内川とペンケオタソイ川との一連の河川改修を行う、広域河川改修事業に着手するというようにしております。このため、今般、現在は準用河川でありますこの中新得川の必要区間について、一級河川の指定を行うというものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。島根県出雲市の斐伊川水系願楽寺川についてでございます。

12ページをお願いします。下の緑のほうの枠内の右下から左上に流れております、塩冶赤川でございますけれども、こちらの塩冶赤川につきましては、赤川へ合流する一級河川でございます。この塩冶赤川でございますが、度々発生してきました浸水被害等への対策といたしまして、捷水路の整備を進めておりまして、これが、令和3年度に通水いたしました。

これを受けまして、今度は右の青枠のほうですけれども、塩冶赤川の本川を、この捷水路の新河道のほうに変更するというようにいたしまして、その際、旧塩冶赤川の河道につきましては、沿川に家屋等が密集しているということから、引き続き、一級河川として塩冶赤川の流域と一体管理をするという必要がありますことから、今回、名称を願楽寺川として、一級河川の指定を行うというものでございます。

なお、ちなみに河川指定は、上流端と下流端の告示を行って指定するということとなります。塩冶赤川ですけれども、下流端は、現在、赤川の合流点というふうに告示上はなっております。こちらのほうは、捷水路のほうに河道を付け替えた後も、赤川への合流点ということについては、下流端は変更がないため、塩冶赤川の新しい河道については、河川指定の変更はございません。今回は、旧河道について一級河川を指定する、願楽寺川の指定のみということになります。

続きまして、14ページをお願いいたします。広島県三次市、安芸高田市、北広島町の江の川水系上村川、板木川、小谷川、四通川についてでございます。

16ページをお願いいたします。上村川、板木川、四通川は江の川へ、小谷川は本村川を經由して江の川へ合流する一級河川ということでございます。

こちらのほうですけれども、先ほど、局長のほうからの御挨拶にもありましたが、広島県

の江の川水系の上流域では、平成30年と令和3年の豪雨によりまして、甚大な被害が発生したということを受けまして、今般、特定都市河川浸水被害対策法に基づきまして、特定都市河川の指定を行った上で、流域水害対策計画を策定して、浸水被害対策を行うということにしております。この特定都市河川の指定ですけれども、河川法に基づく河川指定を行っている区間で、指定を行うということになっておりますから、今般、特定都市河川の指定に当たって区間変更が必要な4河川につきまして精査した上で、一級河川の指定の変更を行うということでございます。

次に23ページをお願いいたします。福岡県久留米市の筑後川水系藤町川でございます。

24ページをお願いいたします。この藤町川でございますけれども、不動川、巨瀬川を経由いたしまして、筑後川へ合流する一級河川ということでございます。

藤町川ですけれども、こちらのほうも、近年の度重なる浸水被害の対策といたしまして、下流端を不動川から三光川へ付け替える河川改修を進めておりまして、これが令和4年度に付け替えが完了いたしました。これを受けまして、今般、この藤町川を、右の図のほうのオレンジ色の線から水色の線のほうに河川指定を変更するというところでございます。

審議事項1につきましての御説明は以上になります。御審議のほう、よろしく願いいたします。

【小池分科会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などがございましたら、どうぞ、御発言をお願いいたします。挙手機能で「手を挙げる」をお願いできますと幸いです。いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

この分科会では、局長からお話がありましたように、特定都市河川の指定に当たって、一級河川指定をするのは、これまでありましたっけ。ありましたかね。大和川はどうだったでしょうか。

【水政課長】 いえ、特にならぬようでございます。

【局長】 井上でございます。特定都市河川の指定をすると、必ず一級河川指定が伴うということではなくて、今回、新しく告示をしようとしたときに、実際の上流端の箇所を再確認したところ、現状が少し適切ではなかった部分を、この際に適正化して、一級河川指定をしっかりと行うというものですので、特定都市河川の手続を取ると、必ずこれが出てくるというものではありません。

【小池分科会長】 ということで、多分、今回が初めてですかね。初めての指定となると思います。よろしいでしょうか。

昨年の江の川、三次市周辺は、西日本水害のときと、ほぼ同量の雨が降っているんですね。そういうこともあって、特定都市河川の指定が行われるところで、一級河川指定の変更が必要な部分があったので、一級河川の指定を変更するというところでございます。よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようでございますので、ただいま、御審議いただきました河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、当分科会として適当と認めることとしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

次の審議事項は、これもありましたが、津波浸水想定、北海道、岩手県、宮城県の浸水想定の設定でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【海岸室長】 海岸室長の奥田でございます。審議事項の2つ目の「北海道、岩手県及び宮城県における津波浸水想定の設定について」説明をさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただいて、2枚目でございますけれども、法律の枠組みからしまして、津波の浸水想定というのは、水防法ではなくて、津波防災地域づくりに関する法律の中で規定されているということでございます。ここで具体的にいいますと、概要のところの一番最初のところに、津波浸水想定の設定というところがございまして、都道府県知事が、大臣がつくる基本指針に基づいて、津波浸水想定を設定し、公表するというところになっているということでございます。

1枚めくっていただいて、これは、つくるときにどういうふうな手続かということでございまして、基礎調査から津波浸水想定の設定・公表までの流れをまとめたものでございます。基本的に都道府県のほうにおいてされていることと、基礎調査、最大クラスの津波の断層モデルの設定、津波浸水シミュレーション、それらを踏まえて、津波浸水想定の設定・公表が行われるということでございます。

その後ということで、国土交通大臣の報告がございまして、この報告を受けた国土交通大臣は、社会資本整備審議会河川分科会の意見を聞くものとするという、これがまさに、本日の会議でございます。そういう立てつけでございます。

1枚めくっていただいて、今現在の全国の設定状況でございます。見ていただくと、抜けているのは、基本的に北海道のオホーツク側のところと、東京都の部分になりまして、東京都についても、実は近いうちというような情報もありますので、そういう意味では、ある

意味、一定程度というか、ほとんど津波浸水想定については、ゴールが見えてきたかなと、そんな状況でございます。

今回、御説明をさせていただいている岩手県、北海道、宮城県については、左の括弧のところに書いているとおりに、設定日が書かれておりますけれども、この日に設定をされているという状況でございます。次のページ。

各県が記載した主な事項についてですけれども、基本的に法定事項として決められているということは、浸水域と浸水深でございます。それ以外は、各県の工夫というか、参考事項として最大の津波高とか、最大波の到達時間とか、影響開始時間などを記載しているというような状況でございます。要は最低限必要なのは、浸水深と浸水域であると、そういう立てつけでございます。

続いて、北海道の津波浸水想定の設定の概要について、説明をさせていただきたいと思えます。基本的には、北海道からは、お手元にあるごつい資料で、こういうふうになりましたという報告が来ておりまして、つくる過程の中で、適時、我々も相談を受けておりますので、そういった意味では、もっと実はやってはおるんですけれども、御説明の中では、かいつまんで説明をさせていただきたいと思えます。

続きの7ページ。今回の浸水想定の設定対象範囲でございます。北海道の太平洋沿岸でございます。根室沿岸、十勝釧路沿岸、日高胆振沿岸、渡島東沿岸、渡島南沿岸、これが対象になるところでございます。次のページ。

北海道は、どうやって設定をしているかというのをまとめたものでございますけれども、断層モデルについては、内閣府が公表した千島海溝のモデルと日本海溝のモデル。あと、日本海における大規模地震に関する調査検討会で設定された津波断層モデルを活用して、やっておるということでございます。

シミュレーションの計算条件については、我々のほうでお示しさせていただいている、津波浸水想定の設定の手引きを基に設定しているということ、事前の相談の中でも確認をさせていただいているということでございます。具体的には、その計算条件の設定のところに書いているような条件でやっているということでございます。次のページ。

その結果、北海道の津波浸水想定概要ということで、特に太平洋側沿岸で海岸線を有する37の市町と、隣接する2町村の39の市町村のうち22の市町村の役場が、浸水想定区域に位置しているということでございます。苫小牧市沿岸では、最大の津波が約40分到達して、最大で5メートル以上の浸水が想定されるということでございます。L2の津波

浸水想定でございますので、これに基づいて、今後、避難とか施設での避難タワーの整備とか、そういったことを、これに基づいてまたやっていくというふうに聞いています。

続いて、岩手県の津波浸水想定の設定の概要でございます。対象は、岩手県の全沿岸の三陸の北の沿岸と三陸の南の沿岸ということでございます。

条件の設定について進めたいと思いますけれども、断層モデルについては、内閣府が公表した千島海溝モデル、日本海溝モデル、東北地方太平洋沖地震のモデルなどを活用している。シミュレーションの計算条件については、先ほど御説明したとおりの手引きで、表にまとめておりのことでやっているというようなことでございます。

その結果、13ページでございますけれども、岩手県においては、海岸線を有する12の市町村のうち、9の市町村の役場が浸水想定区域に位置していると、そんな状況でございました。具体的に釜石市では、最大津波が、約33分で沿岸に到達して、最大で10メートルという浸水が想定されるということでございます。

続いて、宮城県の浸水想定でございます。次のページ。

対象となる沿岸は、これも全沿岸、三陸の南と仙台湾沿岸ということでございます。

設定については、断層モデルは、内閣府が公表した千島海溝モデル、日本海溝モデル、及び東北地方太平洋沖地震のモデルを活用しております。シミュレーションの計算条件については、先ほどと同様でございますけれども、我々が、お出ししている手引きを基に設定しているということを、事前の中では確認しているというようなことでございます。

その結果につきましては、最後、17ページでございますけれども、海岸線を有する15市町において、9の市町の役場庁舎が、浸水想定区域に位置しているということでございます。具体的に気仙沼市沿岸では、最大津波が約36分で到達する。最大で10メートル以上の浸水が想定されるという浸水想定でございます。

私のほうからは、以上でございます。

【小池分科会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、挙手機能によりお知らせください。沖委員、お願いいたします。

【沖委員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。1つお聞きしたいのは、例えば、2011年の地震の際の津波の実績に比べて、どのぐらい広がっているのか、あるいは同じぐらいなのか。あるいは場所によっては、その実績よりも狭い範囲であったり、少ない浸水深のところがあるのかといったことについて、教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【小池分科会長】 事務局、いかがでしょうか。

【海岸室長】 御質問ありがとうございます。浸水想定、実はこれは最大クラスでということなので、東日本よりも大きな面積になっております。具体的に面積でいきますと、岩手県の場合は、東日本の1.7倍だというふうに聞いています。宮城県においては、約1.2倍程度というふうに聞いています。そういう意味では、地域では、それなりにインパクトがあった情報になっております。

以上です。

【沖委員】 了解いたしました。ありがとうございます。

【小池分科会長】 続きまして、今村委員、お願いいたします。

【今村委員】 ありがとうございます。私のほうは、岩手、宮城で、実際の想定の実業に携わらせていただきましたので、少し状況だけ、報告させていただきたいと思っております。

まずは、想定自体は国の指針にのっとって実施させていただきました。なお、特にこの2県などは、震災の復興で、粘り強い構造物でございますので、越流して100%なくなるのはいかがでしょうか、そういう御質問と御意見はいただいたところでございます。

あと、今後の課題としては、まだ震災の影響で地盤が戻っていなかったりしておりますので、その状況をどうするかというのも、議論になりました。今回の想定ではまずは、現時点でのものということになりました。

また今、多重防御ということですので、一線堤は今回の条件なのですが、二線堤に関しては、当時の東日本大震災の実績を踏まえて条件を、基本的には越流水深を見ながら、破壊する、しないというのを判断したということでございます。

特に公表においては、参考事項ということで紹介していただいた、浸水範囲だけではなくて津波の時系列の情報ということで、影響時間だったり、第1波、または最大波、そういう時間的な要素も丁寧に出していただいたということでございます。

最後の公表のときには、やはり復興計画と、今回の最大の津波浸水範囲が大きく違っていましたので、多くの御質問や反響があったということでございます。ただし、将来に向けての命を護る目標であるということで御理解をいただきました。今、やはりいろんな避難の計画の見直しだったり、自動車避難（手段）をどうするかという話も、今、出ておまして、今後、各地区で検討いただく予定であります。

以上です。

【小池分科会長】 今村委員、大変貴重な情報をありがとうございました。地域の状況を、

よく理解できました。ありがとうございます。

続きまして、中北委員、お願いいたします。

【中北委員】 ありがとうございます。1つは、沖委員と全く同じ質問だったんですけども、そもそも、断層のモデルというのは、どういう理念で規模というのが決められているものなのかという、そこをちょっと教えていただけますでしょうか。

津波じゃなくて高潮とか、降雨の場合、最大想定というのをやっていますけれども、津波の場合のモデルでの、細かい物の考え方ではなくて、規模をどういうイメージで組まれているのかというのを、ちょっと教えていただけますでしょうか。

【小池分科会長】 事務局、いかがでしょうか。

【海岸室長】 規模につきましては、そこで起き得る最大みたいなことを、かつてのデータとかをひもときながら設定しているというふうに聞いておりますし、認識しているところでございます。そういう意味では、起こり得る最大を、一応想定はしているというふうに。

【中北委員】 分かりました。いいです、いいです。ありがとうございます。

【小池分科会長】 よろしいでしょうか。それでは、楓委員、お願いいたします。

【楓委員】 ありがとうございます。今の今村先生のお話で、既に地元には、丁寧に説明があったと教えていただきました。ありがとうございます。そういった中で、特に岩手、宮城のエリアは、3・11の後、防潮堤に関して、非常に大きな議論があったかと思えます。地元の方も、防潮堤に関して、感心が高いと思いますが、これを公表する際に、防潮堤の効果といいますか、防ぎ得るものなのかなどは、ある程度シミュレーションされて、公表されたのでしょうか。その辺りを教えていただきたいと思えます。

【小池分科会長】 事務局のほう、いかがでしょうか。

【海岸室長】 ありがとうございます。先生おっしゃるように、防潮堤の効果を考慮せずに、最悪の場合を想定してつくっているものなので、本当にこんなことが起きるのかみたいなことは、地元と話がいろいろあったようでございます。

例えば、岩手県においては、リスクを表すときに、一番最悪の場合は浸水想定になるんですけども、一番運がよかった場合、防潮堤が限りなく効果を発揮した場合みたいなことを参考に出して、運がよければこういう状況、我々がやってきた事業が、100%効果を発揮して、全く運がよければこういう場合ということで、リスクを幅のある形でお出しして、地域の人には理解をしていただいたと、そういう努力をしたというふうに聞いているところでございます。

以上です。

【楓委員】 ありがとうございます。引き続き、丁寧に地域の方には、御説明いただければと思います。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。今村先生、今のことに関して、多分応答いただけるんじゃないかと思いますが。

【今村委員】 ありがとうございます。今の事務局の御説明でよろしいんですけども、やはり防潮堤を造って、その効果がどのくらいかと、これを具体的に、やはり知りたいというのを御要望はいただいております。今、地震等の総合防災の検討会をやっておりまして、そこで被害想定というのをやっていただいております。その中で、例えば、防潮ありなしで比較して効果を見ていただくとか、そのようなことも、今、フォローで実施いただいているところであります。追加情報です。

【小池分科会長】 楓委員、よろしいでしょうか。

次に会場のほうで、磯部委員、お願いいたします。

【磯部委員】 懸案であった北海道までの浸水想定ができて、大変よかったと思います。計算方法その他についても、詳細は見えていませんけれども、今村先生の御努力をはじめとして、非常にいいものができたと思っています。

この地図の中で、影響開始時間ということで、20センチの変動があるまでに何分かかるといのが書いてあって、これまでには、とにかく海岸から逃げないと駄目だぞといのは、非常に一般の方にとっても大事な情報であるし、それから、最大波が何分後に来るといのは、海岸線なので、実際のところ陸上に遡上して浸水するまでには、またもう少し時間がありますけれども、一般の方に伝える情報としては、ここまでに最大波が来てしまいますよといのは、非常に適切な情報ではないかと思ます。

ちょっと質問とも意見とも言い難いのですが、第1波が何分といのが書いてあって、第1波の規模的なものが分かる情報が図の中に入っていると、もっとよかったなという気はいたします。1つぐらい、例のページを出していただくと分かると思いますが、浸水図の中に、これでもいいんですけども、影響開始時間と、それから最大波は時間が書いてあって、浸水域があるから、これでセットで分かるわけですけども、第1波といのが、どのぐらいの規模のものが来るかといのが、ちょっとこれでは分からないので、そういうのが。実際には、第1波はやりようがありませんといのは、やってみるとしょうがないということもあると思うので、致し方ない部分はあると思いますが、そこがあると、これは技術的

な課題として、今後こういうところも出せるように、我々は技術的に努力すべきかなと思いましたが。

以上です。

【小池分科会長】 どうも貴重な御意見をありがとうございます。事務局、何かございますか。

【海岸室長】 貴重な御意見をありがとうございます。ちょっと我々もマニュアルで示していることというのがございまして、ちょっとなかなかやるということになっていないので、ちょっと今後、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。中北委員、手を挙げておられるのは、新たな御質問でしょうか。

【中北委員】 すみません。消し忘れです。申し訳ありません。消します。

【小池分科会長】 ほかに御発言は、ございませんでしょうか。坂村委員、お願いいたします。

【坂村委員】 ありがとうございます。坂村です。いろいろなことを、想定計算モデルをつくって、きちんと出しているというのはいいのですが、最近、津波とかが起ったとき、スマートフォンとか、デジタル機器を使って情報を得ることを、多くの人がやるように、なってきたことを考えると、このようなモデルをつくった後、どうやってこれを知らせていくかに関して、もっと考える必要があると思いました。デジタル的にどういうように、データをつないでいくのかとか、リアルタイムにこれを利用するのも、併せて考えないといけないと、私は思います。最近、データの世界で言われているデジタルツイン、メタバースの時代が近づいていますので、そうなったときデジタル的に、どういう情報を出すのか。また、実際に起こってしまったときに、どのようにこういう情報を伝達するのかということに関しても、併せて国土交通省は考えていただきたいと思います。

以上です。

【小池分科会長】 どうも、大変重要な御指摘だと思います。いろいろなところで、そういう努力は始まっているのではないかと思います。どういう努力が始まっているかということも含めて、今、坂村委員からの御指摘の情報が、広く皆さんに周知できるようになるといいと思います。どうもありがとうございます。

ほかに御発言はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようでございますので、ただいま御審議いただきました、北海道、

岩手県及び宮城県における津波浸水想定の設定については、当分科会として適当と認めることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小池分科会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

各審議事項につきまして、各委員からいただきました御意見等は、何度も申し上げましたが、大変貴重なものをありがとうございます。今後、事務局において、この御意見は十分に検討し、施策に反映していただきたいと思います。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、社会資本整備審議会会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができることとされていますので、本日の審議事項2件につきましては、後日、会長の承認を得て、審議会の議決としたいと思います。

それでは続きまして、報告事項に移らせていただきます。本日の報告事項は3件でございます。事務局から、3件全ての案件の御報告をいただいた後に、委員の皆様からの御意見、御質問をいただきたいと思います。

それでは、事務局から3件の報告をお願いいたします。

【水政課長】 水政課長の山本でございます。私のほうから、報告事項の1点目の「河川敷地の更なる民間活用について」を御説明させていただきます。

資料3の1ページを御覧ください。河川空間のオープン化の概要についてでございます。この河川空間のオープン化でございますけれども、河川敷地の占用主体ですが、原則として公共性・公益性を有する者としておりますけれども、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として、積極的に活用したいというニーズを受けまして、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正いたしまして、一定の要件を満たす場合に、営業活動を行う民間の事業者も、河川敷地の利用を可能としたものでございます。これを通称、河川空間のオープン化というふうに呼んでおります。

さらに平成28年には、この民間事業者が安定的な営業活動を行えるように、さらにまた準則を改正いたしまして、占用の許可期間を、3年以内から10年以内に延長をしております。

このオープン化の要件ですけれども、1つは、河川敷地を利用する区域・施設・主体について、地域の合意が図られているということ。あと2点目ですけれども、通常の占用許可でも満たすべき各種基準、例えば、治水上及び利水上の支障がないとか、こういうところが満

たされているということです。また、その都市・地域の再生とか、河川敷地の適正な利用に資する、こういったところが、要件になってくるわけでございます。

次の2ページを御覧ください。申し上げましたように、オープン化が始まって10年を経て、またその期間が延長されて5年がたったところを受けまして、今般、我々のほうでアンケート調査を取りました。現在、河川空間のオープン化ですけれども、27都道府県で108事例が実施されておりますが、4月に行ったアンケートによりますと、河川空間のオープン化が未実施の市区町村のうち、約4割においては、オープン化を、まだ認知していないということがありました。制度自体が、まだ十分に浸透していないという課題が浮かび上がってきたところでございます。

また、その同じアンケートで、河川空間のオープン化の導入につながる取組として期待するものを聞いたところ、この右下の表のところにありますように、国のほうから成功事例の紹介とか説明を受けるとか、成功事例の関係者を紹介してほしいと。こういったところが、全体の4割弱ほどになっております。そのほかにも、河川管理者から、市区町村、民間事業者等の意欲・関心を高める働きかけを行ってほしいとか、活用可能な場所を提示してほしい。こういったニーズが汲み取れたところでございます。

そのほかにも、一番下の囲みの中ですけれども、そのほかの要望の意見としましては、1つは、占用期間が今は10年と先ほど申し上げましたが、これをさらに延長してほしいとか、あとは地域の合意形成を要件にしているのですけれども、この手続について、もうちょっと簡単にできないかと、そういった要望もあったところでございます。

次のページ、3ページをお願いします。こういった課題や新たなニーズを受けまして、1つは、先ほど申し上げましたように、オープン化自体が、まだ十分に周知されていないということもありますので、1点目の周知の徹底として、現在でも河川空間のオープン化の活用事例集というものを、我々のほうでまとめて、ホームページで公表はしているのですけれども、こういったものも活用しながら、さらに積極的に、例えば、出前講座なども活用しながら、制度概要とか優良事例とか、こういったものを紹介をしていきたいと思っております。

次に、その下の②のところですが、さらなる活用に向けた検討ということで、今後のニーズも踏まえながら、例えば、収益の一部を、占用区域以外の周辺の清掃とか除草などの、いわゆる河川の維持管理に充てるとか、また、河川管理施設の整備に充当するとか、そういったことをしていただける民間事業者に対しては、河川管理上支障がない範囲で、占用期間を延長するとか、あとは包括占用、これはもう既にある仕組みですけれども、包括占用

によって、エリアマネジメントを認めていくなどのメリットを与える仕組みを検討できないかということ、今、考えているところでございます。

今後、いろいろなニーズやタマ探しなどをしながら、制度設計を図ってまいりたいと思います。また、この実現に当たっては、先ほど申し上げた河川敷地占用許可準則の改正が必要になりますので、その際は、またこの分科会でお諮りすることになると思いますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は、以上でございます。

【河川計画課長】　引き続きまして、資料4と資料5につきましては、河川計画課の佐藤でございますけれども、私のほうから説明をさせていただきます。

既に、河川整備基本方針につきましては、気候変動の影響を踏まえたものとして、五ヶ瀬川、新宮川、球磨川、この3水系につきまして、分科会の中で御審議いただきまして、決定をさせていただいたところでございますけれども、この次の、今、小委員会のほうで、次の2水系につきまして検討しておりますので、その検討の状況について、少し御紹介をさせていただきます。

また、この2水系につきましては、昨日の基本小委員会のほうで、おおむねの審議のほうを御了解いただいたところですので、所要の修正をした上で、また、分科会のほうで御審議いただきたいと思いますので、その点、よろしく願いしたいと思います。次をお願いいたします。

今回、次に基本方針として変更を考えておりますのは、北海道の十勝川水系になります。この十勝川水系につきましては、経緯のほうでございまして、4つの台風が北海道に、3つ上陸して大きな被害を、もう一つもたらしましたので、4つの台風により大きな被災を生じた年の平成28年ですけれども、この8月におきまして、基準地点流量が、観測史上最大と赤で書いておりますけれども、こういう大きな被害があったということで、今回、変更の手續に着手しておりますものでございます。

既に小委員会のほうに、下のほうにポイントとして示しておりますけれども、この観測史上最大の流量を踏まえたということと、あと、将来の気候変動への対応ということですが、既に北海道につきましては、本州が降雨倍率1.1倍に対しまして、北海道につきましては、1.15倍を掛けるということの御報告をさせていただいておりますけれども、北海道におきましては、1.15倍の気候変動倍率を掛けますと、帯広地点、茂岩地点と基準地点2つでございますけれども、既往の計画に対しまして、新しい計画では4割増ぐらいの流

量という形で、今、考えておるといふことでございます。

このほか、サケの遡上、シシャモの産卵場を保全した河川整備、霞堤の保全のようなことが、今回の方針のポイントとなっております。次をお願いいたします。

もう一つは、東北地方を流れます阿武隈川水系でございます。こちらの水系につきましては、令和元年の東日本台風によりまして、こちらにも基準地点におきまして、観測史上最大の流量を観測したところでございます。これを踏まえまして、現在、変更の手續に入っております。

こちらのほうは、下のほうのポイントがございますけれども、それぞれ基準地点の流量につきましては、おおむね2割を少し超えるぐらいの流量配分という形になってございます。

また、流域全体の早期安全度の向上、貯留・遊水機能を重視した本支川の流量配分という形で、特にこの阿武隈川水系につきましては、南から北に川が流れていくという構造の河川でございます。すなわち、台風も南から北に向かって移動するわけでありまして、河川の特徴がそういう特徴でございますので、本川と支川が、同時にピークを迎えやすいという特徴がございます。

ですので、3 ページ目でございますけれども、支川の計画高水流量の設定の仕方につきまして、少し従来とは違って、考え方を持っております。

まず、左のほうに①と②の表が2つございますけれども、今までの支川と本川の考えでいいますと、支川は支川、本川は本川という形で、例えば、A支川単独で安全度、100分の1を設定して流出計算した場合。これは、A支川の流域だけを見て流出計算をした場合でございますけれども、仮にこの場合1,400 m³/s が出てきたということでございますと、この1,400 m³/s を流量の設定として使う。さらに本川につきましては、基準値地点での安全度、この場合でいいますと、②の地点になりますけれども、②の地点で150分の1を設定して、流出計算した場合、例えば、C地点におきまして、2,200 という数字がありますと、この2,200 を採用するという形で、A地点、B地点、それぞれ別というわけではないですけれども、設定しておったんですけれども、今回、やはり同時合流する可能性が高いということもありますので、今回は、例えば、支川の①の流量、A地点の流量につきましても、このR1波形、要は②地点の決定波形に基づく①地点の流量を用いて、支川流量として1,000 m³/s という形を設定させていただきまして、この超える分、1,400 と1,000 の差分につきましては、流域全体で貯留をしていくという考え方をうけてございます。

こういう形で、いわゆる流域全体を見て、本川・支川の流量設定をしていくという基本的

な考え方を今回は入れまして、この阿武隈川水系については、現在、検討を進めておるところでございます。

詳しくは、また、この分科会の中で具体的な数値をもって説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、現在、このように2つの水系、特に北海道につきましては、降雨倍率1.15倍という形での検討を、初めて今回させていただいたわけですが、これに基づく検討の結果、特にまた阿武隈川につきましては、先ほど説明したとおり、支川・本川の同時合流する可能性が非常に高い河川における本支川の支川流量の考え方について、少し新たな考え方といたしまして、この分科会の中で、また示して御議論いただきたいと思いますので、今回は少し前振りですけれども、現在こういう検討を進めておりますという形で、御報告をさせていただきました。

次に4ページ目をお願いいたします。こちらは、既に検討をいただきました新宮川と球磨川ですけれども、整備計画の策定につきまして、まず、新宮川でございますけれども、昨年12月15日に基本方針のほうを変更させていただきましたけれども、この3月31日に整備計画につきましても、策定公表させていただいてございます。

絵にありますとおり、基本方針が右側、整備計画が真ん中ですが、その整備計画は、基本方針の中では河道配分流量は2万3,000 m^3/s に対しまして、今回の整備計画のほうでは、2万2,000 m^3/s という形で、計画のほうを策定させていただいておりますので、これは、結果になりますけれども、御報告をさせていただきます。

それと次ですけれども、球磨川でございます。球磨川については、12月17日に河川整備基本方針の変更をさせていただきましたけれども、これにつきましては、この4月4日に整備計画の原案というものを公表して、パブリックコメントを、今は募集中という状況まで来てございます。

こちら、5ページ目の右のほうにございますけれども、河道と洪水調節施設の配分、4,000 m^3/s と4,200 m^3/s ですが、今回の整備計画の中では、3,900 m^3/s と3,700 m^3/s という形でのパブリックコメントを、かけさせていただいているところでございます。これにつきましても、所要の手續を踏まえまして、整備計画案の策定の手続に入ることを進めておるといって御紹介でございます。

次、資料5でございます。こちらは、流域治水法案を、昨年度、国会で御審議いただいて決定いたしましたけれども、これにつきまして、新たな動きといたしまして、関係する動きといたしまして、火災保険水災料率の細分化というものにつきまして、これは、金融庁のほ

うが主催しております懇談会ですけれども、こういう報告書が提出されたという報告をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

この懇談会の目的ですけれども、まず、水災リスクに応じて、火災保険水災料率の細分化をしようという形で、保険の購入の可能性と、保険料負担の公平性のバランス、料率体系の在り方や留意点について、有識者の意見を取りまとめたという位置づけになります。

左の四角ですけれども、Ⅱです。火災保険の現状ですけれども、近年、自然災害の多発・激甚化により、火災保険料率の引上げが継続して行われているという中で、こうした中、最後の丸ですけれども、火災保険の水災料率には、保険者ごとの水災リスクの違いが反映されていないという実態があるということです。すなわち、水災リスクの実態にかかわらず、料金の料率が一定ということでもあります。

これに対する課題と、保険会社の対応ですけれども、まず、右のほうの四角に移りますけれども、水災リスクが比較的低い地域に居住する保険契約者の納得感が得られにくいということに加えまして、逆に下の絵のほうにありますけれども、浸水深が浅い地域のお客様が、火災保険から水災補償を外す傾向が近年見られてきているということですので、万一の大規模水災の発生時に、予期せぬ補償不足も懸念されるということです。こういう課題を踏まえまして、居住地域ごとにリスクを反映した水災料率の細分化を行うことを、この懇談会の中で検討されたということでもあります。次のページをお願いいたします。

水災料率の細分化については、まず、社会にとっては、これは望ましい方向だと、この上の四角の中でありまして、位置づけて、その上で、まずその効果といたしましては、顧客はリスクの代償を認識することで、高リスク契約者、すなわち、危ない地域に住んでいる方々に、そのリスクを認識させる効果、これは、リスクアナウンスメント効果という呼ばれ方をしていますけれども、これが発生するということと、あとはもう一つ、保険料率の公平性の向上で、低リスク契約者の水災補償離れを抑制する効果があるという形で、こういう効果がありますので、社会にとっては望ましい方向と位置づけています。

その上で留意すべき点は、下記のとおりという形でございます。

まず、基礎データにつきましては、これは、我々が公表しております浸水想定区域図みたいなものを使うことが、消費者にも納得が得られやすいんじゃないかという形でおります。

その右側に行きます。右側の四角ですけれども、細分化における料率較差でございましてけれども、ここでは、アナウンスメントの効果の観点からは、リスクの差を、よりきめ細かく料率較差として反映したほうがよいという考え方もある一方、高リスク地域に居住する顧

客が保険に加入できなくなり、水災の備えが不足することも懸念されるということで、この保険の購入可能性にも考慮した料率体系とすることが適当と考えられるということ。

それとその左側ですけれども、同じようなことでございますけれども、地域区分を細分化すれば細分化するほど、消費者の納得感は得られやすいということもありますけれども、一方で、細かくし過ぎると、システムコストの上昇により、保険料が上昇するという形でもあり、この料率と地域区分については、これらの点を考慮して、消費者の利益に資するものになるよう留意する必要があるという形での報告になってございます。

あと、保険会社に期待される取組といたしましては、リスクアナウンスメント効果の実効性を高める観点から、各種リスク情報の提供に努めましょうということと、顧客に対して、丁寧な説明をしていくことが必要という形になってございます。

結論的に、この一番下の少し小さな字で、米印で書いていますけれども、まず、上記の提案を踏まえると、損害保険会社が、自社の料率算出に参考に用いる参考純率については、まずは、市区町村単位で活用するということを考えましょうということ。ただ、その場合であっても、損害保険会社が独自に細分化した地域区分を設定することは可能だというふうに位置づけた上で、自社の経営戦略の中で、創意工夫により細分化を実施することも考えられるというふうに位置づけてございます。すなわち、まず参考純率については、市区町村単位ではじくということでもありますけれども、それを踏まえて、各社が経営戦略の中で、これをより細分化することも考えられるという形になってございます。

これは、金融庁の懇談会の報告書を踏まえまして、今後、料率機構のほうで、この参考純率の料率の算定作業のほうが始まるやに聞いておりますけれども、これが始まりますと、この計画が出てまいりますと、この水災保険についても、リスク細分化の取組が、本格的に開始されるということでもあります。ですので、ある意味、住んでいる方々に対しては、リスクアナウンスメント効果みたいなものも、この中では出てくるわけでございますけれども、まずは、リスク細分化に向けて、第一歩を踏み出したというふうに考えておるところでございます。

なお、この有識者懇談会には、この分科会の委員でございます、清水委員も有識者として御参画いただいております。

以上でございます。

【小池分科会長】 ありがとうございます。ただいまの3件の報告につきまして、委員の皆様から、御意見、御質問がございましたら、挙手機能でお知らせください。まず、沖大

幹委員、お願いいたします。

【沖委員】 ありがとうございます。まず、資料4の北海道、並びに十勝川と阿武隈川ですが、ほかの河川のときにも申し上げましたけれども、こういう自然環境、温暖化の影響で豪雨が増えるということを考えて、基準となる流量を増やすというのは、非常に重要なことだと思いますけれども、方針を考えるときには、ぜひ、やはり社会変化も併せて考えていただければと思います。30年、50年といった尺度で考える際には自然の変化だけで、河川、治水というのは考えていいものではないと認識しておりますので、そうした検討も進めていただければいいんじゃないかと思います。今のは、コメントです。

また、洪水保険に関しましては、こうやって料率がリスクの高い地域に関しては、水災保険の保険料が高くなるということになりますと、治水を進めますと、その分、住民にとっては負担額が減るということになりますので、治水の効果として、そういう住民の水災保険の負担額が減るというのをカウントしてもいいような気がします。それは、既に治水の経済効果、プラスのほうのベネフィットとして考慮されているのだとすれば、ダブルカウントになるなという気もするのですが、そういう住民の保険料負担を減らすことができるというのも、治水の効果としてカウントしてはどうかという気はいたします。他方、今のやり方で、もし先ほどの津波のもそうでしたが、水インフラの効果というのを、あまり考えずに破堤したときにここが浸水するということで、リスクが想定されていますと、なかなか治水の進捗というのが、水災保険のリスクに反映できなくなるということではないかなという気もしますので、その辺りにつきましても、ぜひ、御検討を進めていただきまして、教えていただければと思います。

以上でございます。

【小池分科会長】 事務局のほう、いかがでしょうか。

【河川計画課長】 最初のコメントのほう、ありがとうございます。また、分科会の中の審議の中でも、この点を御議論いただければと思います。

また、洪水保険の話で、インフラ整備の効果みたいところが、料率にどう反映されるかということでもありますけれども、先ほどの紙の2ページ目の、細分化に用いる基礎データで、私のほうは、浸水想定区域図の話のみを紹介いたしましたけれども、この2つ目のポツで、実は浸水頻度ごとに浸水範囲を示す、水害リスクマップ、これを今、全国で整備を進めてございます。まだこれは全国の整備ができておりませんが、これが完成しますと、例えば、治水事業で浸水頻度が下がるといった地域については、当然、色分けが変わることにな

りますので、ここは当然、細分化がどこまで進むかということとの、またこれはトレードオフの関係になると思いますけれども、もし細分化がここまで進んでくるのであれば、色が変わったことをもって料率が変わってくるということも、将来はなってくるだろうと思っております。

ですのでやはり、我々がインフラの効果みたいなところを、ちゃんと定量的に示していくということと併せて、この料率が変わっていくというようなことが、将来あり得るということで、今現在は、懇談会の報告書も構成されているというふうに、我々も認識しているところであります。

【沖委員】 了解いたしました。ありがとうございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。ほかに御意見いかがでしょうか。楓委員、お願いいたします。

【楓委員】 オープン化の資料の2ページ目の、都道府県別の黄色がついた図がありますが、感覚的で恐縮なのですが、オープン化に関して、都道府県の温度差があるという印象を持っております。これは河川だけではなくて、道路や公園など国交省としては、オープン化を進めていращやると思いますけれども、一度その都道府県別のデータを集めて見せていただくといいかなと思っております。そういった意味で、もちろん市町村に対するアピールというのも大事ですけれども、都道府県に丁寧にオープン化の事例を、河川だけではなくて、道路・公園も含めて、紹介していただけると良いと思っております。

以上です。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。事務局のほうから、何かございますか。

【水政課長】 貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、オープン化を進めるに当たって、都道府県の熱意によって、ちょっと差があるなというのは、実感として感じているところでございますので、積極的に今後、都道府県の担当者に対しても、我々のほうから説明なりをして、プッシュしていただけるように働きかけを行っていきたいと考えております。

【楓委員】 よろしくお願いいたします。

【小池分科会長】 続きまして、中北委員、お願いいたします。

【中北委員】 ありがとうございます。保険のことで1つお聞きしたいのですが、1ページのところで、浸水深が浅い地域の顧客が、水補償を外す傾向が認められておりというところ。結構、事実として見たのは初めてなんですけれども、1つは、こういう傾向って、

前からかなり気づかれていたという認識でよろしいのでしょうかということと、それから今回、使われる洪水ハザードマップ自身は、温暖化の影響が入ってくると、また認識が変わると思うんですけども、保険業界のほうは、今、自分たちで温暖化の影響のマップを作ろうとされていたり、また、TCFD絡みで、国交省がそういう温暖化絡みのを出そうとされていますけど、温暖化との関連みたいなのは、議論されているのでしょうかという2つをお伺いしてよろしいでしょうか。

【小池分科会長】 事務局、お願いいたします。

【河川計画課長】 まず1点目の、浅い浸水深のところの顧客が保険を外す傾向というのは、我々もはっきりとデータを見たのは、今回が初めてでして、この絵にあるとおり、2009年と2019年の10年の比較で示されておりますけれども、これを見て、我々も初めてというふうに感じておるところでございます。ただ、これを見ると、やはり1割ぐらいポイントが下がっていますので、大きな違いだなというのが、正直な感想であります。

2つ目、細分化に用いる基礎データですけども、これは、現在のところ、我々が公表しております浸水想定区域図を使うのかなと思っております。ただ今後、温暖化の影響を踏まえるということもありますし、別途、下に書いておりますけれども、水害リスクマップみたいなものが出てきますと、要は最大想定で、どこが浸かるかということから、大分頻度みたいなところも加味したものに、今後変わっていくのだろうなと思っておりますけれども、そこは今度、我々がこのデータをどういうスケジュール感で、どういうふうに整備していくかということに関わってくるんじゃないかなと思ってございます。

【中北委員】 ありがとうございます。別の意味でいうと、今、安全だから外していたところで、やっぱり入っておいたほうが良いというようなところが、これから出てくるのかなと思いますので、利用者にとって間違っただ判断にならないような情報を、早く提供できるようにになったらいいなと思って質問しました。どうもありがとうございました。

【河川計画課長】 ありがとうございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。田中委員、何か御発言でしょうか。それともマイクが不調でしょうか。

【田中委員】 そうなんです。すみません、マイクが不具合で、失礼しました。ご迷惑をおかけして、お詫び申し上げます。

前半の議題には賛同し、異議はございません。資料3について、お話をしてよろしいですか。

【小池分科会長】 今の段階で結構です。資料3の事務局からの説明は終わりましたので、何か御意見があれば承ります。

【田中委員】 そうですか。では資料3の後で、まとめて流域治水に関連してよろしくお願いたします。ありがとうございます。

【小池分科会長】 田中委員、今、その時間になっております。資料3の説明は、もう事務局のほうでしておりますので、何か御発言があれば、お願いしたいと思いますが。

【田中委員】 ありがとうございます。すみません。このところでよろしいでしょうか。河川空間・環境のオープン化、民間活用については、関わる方々が流域治水の参加者、担い手としての認識を強く持っていただいて情報共有がなされていくことが理想と考えます。今、民間企業の方も、市民の方も、流域治水の考え方と実践に結構関心を持っていて、どういうふうに参加をすればいいかということが言われているので、最初の計画の段階から、それらを明確に、多様な方からの情報の発信と共有、口コミなども含んで同時進行で展開ができると良いと思います。「参加の仕方」の具体的な方法論のようなことが、さらに広がることを期待します。よろしくお願いたします。

【小池分科会長】 分かりました。どうもありがとうございます。中北委員、今また手を挙げていただいたのでしょうか。

【中北委員】 すみません。今回も申し訳ございませんでした。手を下ろすのを忘れるのを、今気がつきました。申し訳ありません。

【小池分科会長】 いや、失礼いたしました。高村委員、お願いたします。

【高村委員】 すみません。ちょっと教えていただきたいのですが、河川敷地のさらなる民間活用というのは、湖沼については、どういうふうになっているのかということと、あとはやはり二級河川というか、国交省が管理されていない河川について、どうなっているのかというのを、少し教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。

【小池分科会長】 事務局、よろしいでしょうか。

【水政課長】 湖沼についても、河川指定されているところについては、対象となります。二級河川についても、同様でございます。

【高村委員】 分かりました。

【小池分科会長】 河川指定されていない湖沼は、どんな状況でしょうかという御質問だったと思うんですね。

【高村委員】 はい。

【水政課長】 河川指定されていないということは、最初に審議事項にもありましたけれども、一級河川、二級河川や準用河川ではない、普通河川ということなると思います。普通河川については、市町村のほうで管理いたしますけれども、そちらのほうについては、河川法の占用許可ということではないので、市町村のほうの管理で必要な許可を出しているのかと。すみません、詳細はちょっと手元にありません。

【高村委員】 アンケートの結果というのは、一級河川の結果のアンケートですか、あくまで。

【水政課長】 はい。一級河川と二級河川です。

【高村委員】 それで、河川は一級河川の数のほうが少なく、ほとんどは二級河川ですし、湖沼の場合は、霞ヶ浦とか、国土交通省が管理されている湖沼というのは少なく、ほとんどが県管理のところなので、今回ご説明いただいた河川敷地の民間利用のような事例を、国交省主導で、県管理の河川等の施策にも生かしていただくようなことをしていただければ、ありがたいと思います。

【水政課長】 おっしゃるように、先ほど、資料の3ページのところで御紹介しました、オープン化の活用事例集の中には、二級河川の事例なども紹介しておりますので、こういったものを使いながら、普及・啓発をしていきたいと考えています。たしかに、二級河川についても、それなりに掲載されていますので、こういったものを使いながら、二級河川の取組についても、働きかけを行いたいと考えています。

【高村委員】 琵琶湖なんかは、県管理なんですけれども、親水的な役割は大きく、人々との触れ合いは高いので、その辺がどういうふうになるのかなというのが、お聞きしたかったのですけれども、どうでしょう。

【水政課長】 オープン化をするに当たりまして、先ほど、冒頭のところで申し上げましたけれども、地域との合意形成というものを要件にしておりますので、そういった中で、例えば、主なやり方としては、協議会というものを最初につくっていただいて、地元と、あとは地方公共団体と、あとは占用主体と考えている民間事業者が入って、どういった占用をしていくのかということの合意形成を図っていただくということにしておりますので、琵琶湖も、ちょっと具体的なところは承知していませんけれども、オープン化に当たっては、その中でしっかりと地域の意向を踏まえてやっていくということになると思います。

【高村委員】 ありがとうございます。

【小池分科会長】 今のお話は、こういう河川・湖沼のそれぞれの管理主体がいる中で、

お互いに情報がうまく共有できるとよいなということが背景にあるかと思いますが、都道府県と、河川空間、あるいは湖沼の沿岸のオープン的な利用について、情報共有するようなことを、少しお考えいただくとよいのではないかというふうにも思います。

井上局長、どうぞお願いします。

【局長】 高村委員、御意見ありがとうございます。いろいろこのオープン化も含めて、河川管理者、これは国であれ、都道府県であれ。それと、市町村がまちづくりと河川管理を一体化できないか。そのまちづくりの中に、この民間事業者が活動できるような形を、できるだけ導入できないかという話をしたときのポイントで、今は先生のほうからは、都道府県のほうに伝わっていないんじゃないかという意味も込めての御意見だったと思うんですけど、それは、それほど大きな支障にはなっていないと思っています。

重要なのは、民間の方は、やはりビジネスとしてするので、実はそこでビジネスをする場合には、やはり集客力というようなことが、非常に重要になってきます。例えば、大都市から、やはり車で移動して1時間圏内ぐらいのところにある良好な空間というところは、十分にビジネスとして成り立つんですけども、やはり、山間部とか、背後に人口が少ないところでは、なかなか民間の方が入ってこられない。ただ、別の利用、例えば、お商売をするという形ではなくて、オープンキャンプ場みたいな、逆に言えば、山間部であればあるほど価値のあるような空間の使い方によって違って来たり。そこら辺の工夫をいろいろするんですけども、今のところどちらかというところ、国の河川は、どちらかというところ背後に集客力のある地域を抱えているので、こういうことがうまくいっている事例が多い。やはり都道府県のほうが、どちらかというところ地方部のことを抱えているので、なかなか件数として伸びていないというのが、事情として多くあります。

ただ、都市部の中でも、例えば、東京都が管理している隅田川であるとか、大阪の道頓堀川とか、そういうところは、もともと集客力があるので、それは国がやっているところ以上に、オープン化が進んでいるところもあります。ただやはりどちらかというところ、河川の置かれている地域の場所によるものが、大きな差になっていると感じております。

【高村委員】 ありがとうございます。ジオパークとか、そういうふうな指定がされたところは、結構、市町村もキャンプ場とかをやっている場合があるのですが、そういうところに民間の方がどう参入していくかということは、割と大事なことかなと思いました。よろしくお願いします。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。戸田委員、お願いいたします。

【戸田委員】 保険の資料5のことにに関して教えてほしいのですが、保険会社の方たちを中心に検討いただき、水害リスクを前提にした保険料率の考え方が、すごく進んできたんだなと思いながら聞いた一方で、今、この保険料率の議論の中で、現在お住まいのところを前提に、不公平感なく、保険の料率がどうあるべきかといった検討なのかなと思い、居住地をリスクが高いところから低い所へ誘導していくといった点は、この有識者の検討会の中では、積極的に議論されているのかというところが、少し気になりました。

その点がリスクアナウンスメント効果のところに期待されていることなのかな、と思いつつも、保険会社の自社の経営戦略の中で、そこを積極的に議論するような、そういう意見になっているのかなというあたりについて、もし情報があれば教えていただきたいなと思いました。

以上です。

【小池分科会長】 事務局、お願いいたします。

【河川計画課長】 保険料が高いことをもって、居住誘導するというところまでの大きな議論は、あまりなかったかなと思ってございます。むしろこのリスクアナウンスメント効果というのは、自分がお住まいの地域が、リスクが高い地域であるということをよく御理解いただいて、住まい方の工夫もあるんですけれども、どちらかという、命を守る行動につなげてほしいとか、そういう転換のほうかなと考えております。

保険会社的には、やはり保険金をもって居住誘導するというところまでの、今回の議論には至っていなかったかなと思っていますけれども、ただ、このアナウンスメント効果がしっかりあるという点が、保険業界としても認識して、それを積極的に保険会社の責務として、右の下ですけれども、情報提供しましょうということ、しっかり御議論いただいたことには、大きな意味があったんじゃないかなと思っています。

【戸田委員】 ありがとうございます。

【小池分科会長】 この委員でもいらっしゃいました、清水委員、お願いいたします。

【清水委員】 ありがとうございます。戸田先生の言われるように、居住誘導とか、そういう我々が考えているようなところまでは、なかなか踏み込めないです。佐藤さんが説明されましたが、市町村単位でというのは、ハザードマップから見ればどんなものなのというところで、なかなか納得できない面もあります。しかし、火災保険の中に、いかに水害リスクを入れるかという、まずはその第一歩という議論だと考えています。

また、これが入ってくると、例えば、耐水建築が入ってくれば、地震に強い構造物であれ

ば、保険も安くなるということがすでにありますので、同様に結びついてくるのではないかとと思います。

ただ、この議論をしているときにも、やはり我々は命を守るということで、治水のことを考えているんだけど、命を守るというステージとともに、資産を守るというステージが大切になってくる中で、その両立、そこがこれからとても問題であり、大切になってくると思います。

感想めいたことですが、以上です。

【小池分科会長】 どうも非常に勘どころというか、非常に重要なところを御説明いただきまして、清水委員、それから佐藤課長、どうもありがとうございました。ただいまの論点を明確にさせていただき御質問をいただき、ありがとうございました。

ほかに、いかがでございましょうか。

先ほど、佐藤課長からもお話がありました、阿武隈川、十勝川につきましては、別途、河川分科会、まだいろいろな御質疑の対応であるとか、それから、それをまとめていく作業がまだありますので、それを経て、次のこの分科会での議論となろうと思っております。ですが、何かもしも、先ほどの沖委員からの御質問もありましたように、基本方針の変更についても含めて、何か御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

高村委員、お願いいたします。

【高村委員】 すみません。最初、T e a m s がうまくつながらなくて大変失礼いたしました。

この場で少しお願いというか、生物多様性条約の次の目標のひとつに、30 by 30があり、OECDMという、人の適切な営みによって自然が守られる場所というのも含め、陸域や海域の30%を保護区にしていこうということになると考えています。

それでこの前、河川をいろいろ見せていただいて、遊水地ですとか、霞堤ですとか、樹林帯とか、河道内の国交省さんが管理されている河川区域でも、生物多様性に寄与するような場所が多々あると、私自身は感じました。国際条約のほうで、陸水域の扱いが、どうなるのかよく分からないのですが、湖の場合は面積で稼げるのですが、河川の場合は、そんなに面積で稼げるわけではありません。淡水の生き物は、河川と湖とため池とか、生息する種類が全く異なるので、河川は河川として、生物多様性の保全を、国交省のほうで考えていただければ、非常にありがたいなと視察をしていて感じたものですから、ちょっとこの場でお願いというふうなことで、申し述べさせていただきます。よろしく申し上げます。

【小池分科会長】 ありがとうございます。水辺の生き物調査とかそういうものを通して、実態把握がありますし、基本方針の中でも、多様性の保全ということは非常に重要な事項で、高村委員も基本方針小委員会に入っていただいて議論しておりますように、河川法が1997年に改正されて、環境の保全が、重要な事項として河川管理の目的になり、また保全に努めていくことが方針にも明確に書かれるようになっております。また、それを支える技術も、いろんな形で出てきていると思います。

現在進行形ではありますが、そういうような状況を踏まえて、井上局長のお話があります。どうぞお願いします。

【局長】 高村委員、重要な御指摘をありがとうございました。確かに、陸水域としての河川は、常時流れている川の面積だけを見ると、恐らく10%を切って、数%しかない。湖沼を除けば、もっと少ないという状況は現実ですが、御覧いただいたように、河川は水系で連続性ということを非常に重要視しております。ただ単に水路が流れているところではなくて、支川を含めて、農地であるとか、いろいろな湿地であるとかともつながっているので、評価の観点が国際的にどう決まるのかは、ちょっと詳しくは承知しておりませんが、河川と連続してつながっている環境ということが、非常に重要だということは、我々は、河川環境の保全を担っている河川管理者とも、しっかり主張して、対応していきたいと思っておりますし、具体の現場での取組でも、それを考えて進めていきたいと思っております。

【高村委員】 ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

少し定刻よりは早いようですが、ほかに御発言がないようでございますので、本日の河川分科会の議事は、以上とさせていただきたいと思っております。

今、後半、3件の報告、それから前半の審議2件がございましたが、全体を含めて何かございましたら、どうぞお願いいたします。よろしいですか。

それでは、最後に本日の議事録の取扱いにつきまして申し上げます。本日の議事録は、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を記載して、国土交通省ホームページにおいて一般に公開することといたします。これは、昨年の分科会で、このように決めさせていただいております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、事務局にお返しいたします。

【総務課長】 小池分科会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれまし

ては、長時間にわたり熱心に御議論をいただき、誠にありがとうございました。

次回の分科会につきましては、後日、事務局より日程調整をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、第62回河川分科会を閉会いたします。ありがとうございました。御退室ください。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

— 了 —